

第7表 地裁の訴訟既済事件における弁護士の利用状況 (平成13年)

区	弁護士を代理人に選任した訴訟 (単位：%)						
	双方とも	一方のみ				計	双方本人訴訟
		原告 (控訴人)	被告 (被控訴人)	原告 小	被告 小		
第一審通常訴訟	39.4	34.8	4.7	39.5	78.9	21.1	
控訴審通常訴訟	19.3	34.1	15.0	49.1	68.5	31.5	
第一審行政訴訟	32.3	26.3	18.9	45.2	77.5	22.5	
平均	38.9	34.7	5.1	39.7	78.7	21.3	

第8表 地裁における証拠調べの状況 (平成13年)

区分	既済事件100件当たりの平均数			
	尋問証人 数(人)	尋問本人 数(人)	鑑定があつた 事件(件)	検証があつた 事件(件)
第一審通常訴訟	28.0	37.9	1.2	0.3
控訴審通常訴訟	7.2	13.0	0.3	0.3
第一審行政訴訟	59.1	28.6	0.5	0.9

第一審通常訴訟事件では、判決によるもの五〇・四％、和解によるもの三二・五％、取下げによるもの一三・五％などとなっている。なお、判決で終了したもののうち三八・三％が欠席判決で終了している。また、判決の内訳は、請求認容(一部認容を含む)が八五・三％を占め、以下請求棄却一四・〇％、却下〇・七％などとなっている。

控訴審通常訴訟事件では、判決によるもの三五・五％、取下げによるもの四二・三％、和解によるもの一九・六％などとなっている。また、判決の内訳は、控訴棄却六八・四％、原判決取消し二九・二％などとなっている。

第一審行政訴訟事件では、判決によるもの七二・九％、取下げによるもの二〇・二％、命令によるもの二・二％、和解によるもの二・一％などとなっており、事件の性質上和解によるものが極めて低率であるのが特徴的である。また、判決の内訳は、請求棄却が六一・四％と最も割合が高く、以下訴えの却下二一・八％、請求認容(一部認容を含む)一六・八％となっている。

2 弁護士の利用状況

地方裁判所における弁護士の利用状況は、第7表のとおりであり、双方弁護士訴訟の割合は、全訴訟事件平均で二八・九％となっている。また、双方本人訴訟の割合は、二一・三％となっている。

3 証拠調べの状況

平成一三年の各種訴訟既済事件の証拠調べの状況は、第8表のとおりである。

4 既済事件の審理期間

平成一三年中の既済事件についてみると、第一審通常訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月以内に処理されたもの六一・〇％、六月を超え一年以内に処理されたもの一七・一％、一年を超えて処理されたもの二〇・八％となっており、七九・二％の事件が係属後一年以内に処理されている(第5図参照)。控訴審通常訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月以内に処理されたもの七九・七％、六月を超え一年以内に処理されたもの一四・五％、一年を超えて処理されたもの五・八％となっており、九四・二％の事件が係属後一年以内に処理されている(第5図参照)。第一審行政訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月

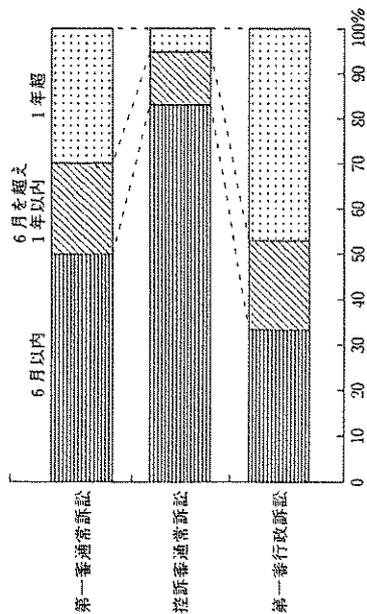
以内に処理されたもの二六・〇％、六月を超え一年以内に処理されたもの二二・七％、一年を超えて処理されたもの五一・三％となっており、係属後一年以内に処理された事件の割合は、四八・七％となっている(第5図参照)。

最近一〇年間の既済事件の平均審理期間は、第9表のとおりである。

5 未済事件の審理期間

平成一三年末の未済事件の審理期間をみると、第一審通常訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月以内のもの四九・三％、六月を超え一年以内のもの二二・二％、一年を超えるもの二九・五％となっている(第6図参照)。控訴審通常訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月以内のもの八四・五％、六月を超え一年以内のもの一一・二％、一年を超えるもの四・五％となっている(第6図参照)。第一審行政訴訟事件では、地方裁判所に係属後六月以内のもの三三・九％、六月を超え一年以内のもの一八・三％、一年を超えるもの四七・八％と

第6図 地裁における訴訟未済事件の審理期間別構成割合(平成13年)



第10表 地裁における訴訟未済事件の平均審理期間

区分	(単位:月)												
	平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年			
第一普通訴訟	15.0	14.4	14.5	14.5	14.2	13.6	13.2	12.6	11.7	11.2			
控訴普通訴訟	13.7	11.8	11.0	9.8	9.1	8.5	7.2	6.5	6.0	4.7			
第一行政訴訟	26.5	26.0	25.2	25.1	22.9	21.4	21.5	20.6	18.4	17.3			

(五四九件、七・七%増)、保全命令事件(六八〇件、五六%増)、控訴提起事件(二六六件、五・五%増)、第一普通訴訟事件(八、四五〇件、二・八%増)などがあり、減少したものには、再審事件(二二件、三・一%減)、手形・小切手訴訟事件(一九二件、二四・四%減)、公示催告事件(三、五二四件、二・〇%減)、雑事件(二八、六一五件、三・四%減)、督促事件(二四、二六件、二・五%減)などがある。

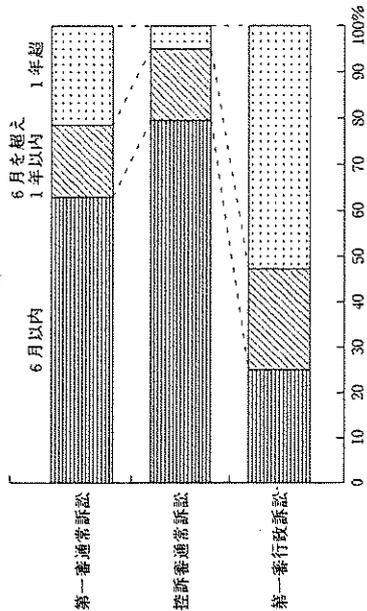
2 訴えの目的別内訳

通常訴訟事件における訴えの目的別による内訳は、金銭を目的とするもの九七・六%(うち売買代金二・一%、貸金四五・八%、立替金求償金等八・〇%、交通事故による損害賠償〇・九%、その他の損害賠償一・七%など)、建物を目的とするもの一・一%、土地を目的とするもの〇・五%などとなっている。

3 訴額階級別内訳

通常訴訟事件の訴額階級別による内訳は、三〇万円までのもの四九・〇%、三〇万円を超え九〇万円までのもの四〇・六%、九〇万円を超え一〇

第5図 地裁における訴訟既済事件の審理期間別構成割合(平成13年)



第9表 地裁における訴訟既済事件の平均審理期間

区分	(単位:月)												
	平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年			
第一普通訴訟	10.9	10.1	9.8	10.1	10.2	10.0	9.3	9.2	8.8	8.5			
控訴普通訴訟	11.5	9.7	9.2	9.0	7.8	6.9	6.3	5.1	4.9	4.9			
第一行政訴訟	23.3	20.5	19.7	23.1	22.5	21.8	20.2	21.8	20.0	19.3			

(注) 平成9年以前の数値には再審事件を含む。

なっている(第6図参照)。

最近一〇年間の未済事件の平均審理期間は、第10表のとおりである。

第五 簡易裁判所の事件

一 新受事件の内訳

1 事件の種類別内訳

平成一三年の新受事件の種類別による内訳は、第11表のとおりである。

主な事件の新受事件総数中に占める割合は、督促事件二九・九%、調停事件一九・五%、第一普通訴訟事件一六・三%などとなっている。

平成一二年に比べ新受事件総数は二五、五八九件(一・四%)増加した。これを種類別にみると、前年と比較して増加したものは、少額訴訟判決に対する特別上告提起事件(九件、一五・〇%増)、抗告提起事件(一〇〇件、三五・三%増)、少額訴訟事件(二、三二七件、二・四%増)、少額訴訟判決に対する異議申立て事件(四二件、二・〇・三%増)、調停事件(四九、六二七件、一五・七%増)、和解事件

第11表 簡易裁判所民事・行政事件の  
種類別内訳(平成13年)

事件の種類	区分		既済	未済
	新受	既済		
総	数	1,872,049	1,865,958	167,482
第一審通常訴訟		305,711	301,997	49,699
手形・小切手訴訟		599	664	93
控訴提起		3,180	3,128	212
少額訴訟		13,504	13,205	2,188
少額訴訟判決に対する 異議申立		243	239	40
少額訴訟判決に対する 特別上告提起		15	6	11
飛躍上告提起		0	0	0
抗告提起		383	371	29
再審	訴訟	25	27	6
	抗告	1	2	0
借地・非訟		0	0	0
和解		7,636	7,872	765
督促		559,240	560,733	5,119
公示催告		13,185	16,691	10,575
保全命令		12,840	12,775	153
過料		61,926	59,910	8,977
共同		4	3	1
雑		528,353	527,579	20,515
	停	365,204	360,756	69,099

〇万円までのもの七・二％、一〇〇万円を超えるもの三・一％、算定不能又は非財産権上のもの〇・〇％となっている。

二 訴訟事件の処理状況

1 既済事由の内訳

通常訴訟事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)の既済事由の内訳は、判決によるもの四七・二％、和解によるもの一八・四％、取下げによるもの二一・四％などとなっている。なお、判決で終了したもののうち対席判決は、二八・八％で、七一・一％が欠席判決で終了している。判決の結果は、九八・六％が請求認容(一部認容を含む)で終了している。もともと、請求認容のうち七一・一％が欠席判決となっている。

少額訴訟事件(少額訴訟から通常移行したものを含まない)の既済事由の内訳は、判決によるもの三七・四％、和解によるもの四〇・九％、取下げによるもの二〇・八％などとなっている。なお、判決で終了したもののうち対席判決は、三三・四％で、六六・六％が欠席判決で終了している。判決の結果は、九六・七％が請求認容(一部認容を含む)で終了している。もともと、請求認容のうち六八・八％が欠席判決となっている。

2 弁護士の利用状況

簡易裁判所における弁護士の利用状況は、第12表のとおりであり、高等裁判所、地方裁判所と比較して、通常訴訟事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)、少額訴訟事件(少額訴訟から通常移行したものを含まない)ともに、双方本人訴訟の割合が高く、平均で九〇・〇％を占めている。

3 証拠調べの状況

平成一三年の通常訴訟既済事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)及び少額訴訟既済事件(少額訴訟から通常移行したものを含まない)における証拠調べの状況は、第13表のとおりであり、地方裁判所の第一審通常訴訟事件と比較すると、著しく少ない数値になっている。

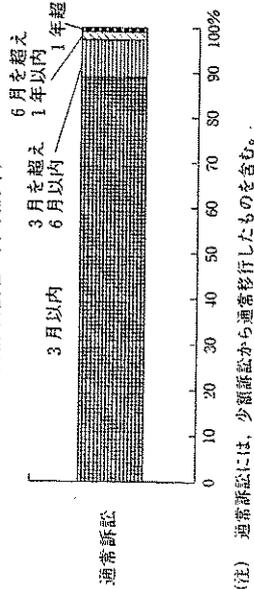
4 司法委員の利用状況

平成一三年の通常訴訟既済事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)のうち司法委員が関与した事件の割合は、二四・四％であり、少額訴訟既済事件(少額訴訟から通常移行したものを含まない)のうち司法委員が関与した事件の割合は、五五・九％である。

5 既済事件の審理期間

平成一三年の通常訴訟既済事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)の審理期間についてみると、簡易裁判所に係属後三月以内に処理されたもの八八・八％、三月を超え六月以内に処理されたもの八・九％、六月を超え一年以内に処理されたもの一・九％、一年を超えて処理されたもの〇・四％となっており、九七・七％の事件が係属後六月以内に処理されている。

第7図 簡裁における訴訟既済事件の審理期間別構成割合 (平成13年)



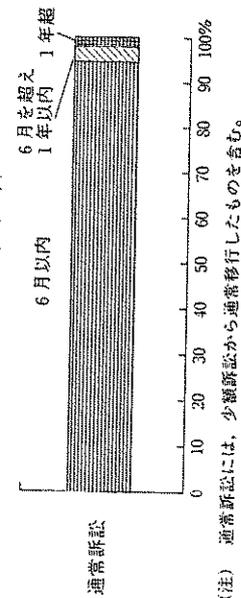
(注) 通常訴訟には、少額訴訟から通常移行したものを含む。

第14表 簡裁における訴訟既済事件の平均審理期間 (単位：月)

区分	平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
通常訴訟	2.5	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0
少額訴訟	-	-	-	-	-	-	1.5	1.6	1.6	1.6

(注) 本表の平成9年以前の通常訴訟には再審事件を含み、平成10年以降の通常訴訟には少額訴訟から通常移行したものを含む。

第8図 簡裁における訴訟未済事件の審理期間別構成割合 (平成13年)



(注) 通常訴訟には、少額訴訟から通常移行したものを含む。

第15表 簡裁における訴訟未済事件の平均審理期間 (単位：月)

区分	平成4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
通常訴訟	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7	3.7	3.5	3.5

(注) 平成10年以降の通常訴訟には、少額訴訟から通常移行したものを含む。

第12表 簡裁の訴訟既済事件における弁護士の利用状況 (平成13年) (単位：%)

区分	弁護士を代理人に選任した訴訟				双方本人訴訟	
	一方のみ		計			
	原告	被告	小計			
通常訴訟	1.2	3.4	5.5	9.0	10.2	89.8
少額訴訟	0.4	2.7	2.4	5.1	5.5	94.4
平均	1.2	3.4	5.4	8.8	10.0	90.0

(注) 本表の通常訴訟には、少額訴訟から通常移行したものを含み、少額訴訟にはこれを含まない。

第13表 簡裁における証拠調べの状況 (平成13年) (既済事件100件当たりの平均数)

区分	尋問証人数 (人)	尋問本人数 (人)	鑑定があった事件 (件)	検証があった事件 (件)
通常訴訟	2.5	2.6	0.02	0.02
少額訴訟	8.8	18.1	0.00	0.02

(注) 本表の通常訴訟には、少額訴訟から通常移行したものを含み、少額訴訟にはこれを含まない。

(第7図参照)  
最近一〇年間の既済事件の平均審理期間は、第14表のとおりである。  
6 未済事件の審理期間  
平成一三年末の通常訴訟未済事件(少額訴訟から通常移行したものを含む)の審理期間をみると、簡易裁判所に係属後六月以内のもの九五・四%、六月を超え一年以内のもの三・一%、一年を超えるもの一・四%となっている(第8図参照)。  
最近一〇年間の未済事件の平均審理期間は、第15表のとおりである。

付表 全国裁判所民事・行政訴訟事件数累年比較

年	最高裁判所			高等裁判所			地方裁判所			簡易裁判所		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
平成4年	2,632	2,544	1,760	16,866	16,127	13,028	140,175	133,170	113,619	169,500	154,422	40,227
5年	2,720	2,778	1,702	18,180	17,657	13,551	154,537	148,943	119,213	228,882	220,055	49,054
6年	2,984	2,802	1,884	18,989	18,763	13,777	157,707	156,081	120,839	245,231	246,757	47,528
7年	3,027	2,854	2,057	19,286	19,544	13,519	155,367	157,551	118,655	245,774	244,495	48,807
8年	3,144	3,114	2,087	19,919	19,784	13,654	153,206	156,425	115,436	267,351	267,436	48,722
9年	2,961	3,344	1,704	20,050	19,829	13,875	156,212	156,890	114,758	276,810	273,784	51,748
10年	3,521 (3,082)	3,620 (3,397)	1,605 (1,389)	20,192	21,353	12,714	180,177	182,621	112,314	317,854	315,705	53,897
11年	3,980 (2,841)	3,968 (3,038)	1,617 (1,192)	22,321	22,665	12,370	180,450	183,742	109,021	316,489	320,049	50,337
12年	4,557 (3,152)	4,273 (3,031)	1,901 (1,313)	23,647	24,400	11,617	184,246	187,070	106,197	312,434	314,533	48,238
13年	4,670 (3,180)	4,419 (3,093)	2,152 (1,400)	23,850	23,899	11,568	181,702	183,682	104,217	323,277	319,266	52,249

- (注) 1 平成9年以前の民事・行政訴訟事件の範囲は、第一審（通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟）、控訴、上告（特別上告を含む。）、再審（訴訟）及び上告受理（飛躍上告受理及び特別上告受理を含む。）の各事件である。
- 平成10年以降の民事・行政訴訟事件の範囲は、第一審（通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟及び行政第一審訴訟（少額訴訟及び少額訴訟判決に対する異議申立てを含む。）、控訴、上告（上告受理及び特別上告を含む。）、再審（訴訟）、控訴提起、上告提起（飛躍上告提起、少額異議判決に対する特別上告提起及び特別上告提起を含む。）及び上告受理申立て（飛躍上告受理申立てを含む。）の各事件である。
- 2 最高裁判所の平成10年以降の各欄の下の数値は、一つの原判決に対する上告事件と上告受理事件とを合わせて1件として計上した場合の件数を示している。
- 3 高等裁判所の数値には、東京高裁専属管轄の「独占禁止法第25条による訴訟事件」を含む。

## 平成一三年度労働関係民事・行政事件の概況(上)

最高裁判所事務総局行政局

第一 労働関係民事・行政事件の動き	差
一 新受件数の推移	差
1 地方裁判所	差
2 高等裁判所	差
二 事件処理の状況	差

1 地方裁判所	差
2 高等裁判所	差

(以上本号・(甲)は五五巻三号掲載予定)

### 第二 裁判例の概観

### 第一 労働関係民事・行政事件の動き

- 一 新受件数の推移
- 1 地方裁判所
- (一) 民事通常訴訟事件

民事通常訴訟事件の最近一〇年間の動きをみると、平成六年まで急激な増加を続け、平成七年及び平成八年にはほぼ横ばいになったものの、平成九年以降は再び増加の傾向を示し、平成一三年は二、一一九件と最近一〇年間で最高の件数となつ

ている(第1図参照)。平成一三年の新受件数の内訳について、まず、当事者別にみると、労働者個人、労働組合等(以下「労働者側」という。)が使用者、使用者の代表者個人等(以下「使用者側」という。)に対して訴えを提起した事件が一、九九五件、使用者側が労働者側に対して訴えを提起した事件が一一四件、その他の事件が一〇件となっている(第1表参照)。次に、請求類型別にみると、雇用契約の存否を争い従業員としての地位の存在又は不存在の確認を求める事件が四四六件、配転先での就労義務の不存在、懲戒処分の無効等の確認を求める事件が八六件、賃金、諸手当、退職金等の支払を求める事件が一、三〇七件、損害賠償を求める事件が二二四件、組合費等その他の金員の支払を求める事件が三二件、その他の事件が二五件となっている(第2表参照)。

これらの件数を前年と比較すると、労働者側が使用者側に対して訴えを提起した事件は、賃金等の支払を求める事件、雇用契約の存否確認を求める事件、その他の事件のいずれも大きな増減はなく、全体としては八件の増加となっている。他方、使用者側が労働者側に対して訴えを提起した事件は五三件の大きな増加となった。また、その他の事件は五件減少した(第1表参照)。

#### (一) 仮処分事件(仮処分命令事件及び仮処分異議・取消事件)

仮処分事件の最近一〇年間の動きをみると、平成六年まで急激な増加を続け、八〇〇件台に達したが、その後は七〇〇件台から八〇〇件台の間で推移しており、平成一三年は、前年よりやや増加して七四九件となっている(第2図参照)。

仮処分命令事件は、平成九年から平成一一年にかけて増加して平成一一年には八一五件に達し、平成一二年にはいつたん減少したものの、平成一三年は再び前年より増加して七〇八件となっている(第6表参照)。また、平成一三年の新受件数の内訳を当事者別にみると、労働者側が使用者側に対して仮処分を申し立てた事件が六七六件、使用者側が労働者側に対して仮処分を申し立てた事件が三二件、その他の事件が一件となっている(第6表参照)。さらに、申立類型別にみると、雇用契約の存否を争い従業員としての地位の保全を求める事件が五五一件、配転命令、懲戒処分等の無効を主張して、これらが無効であることを前提とする権利義務等の保全を求める事件が一五件、解雇等の効力停止を求める事件が二七件、賃金、諸手当、

退職金等の支払いを求める事件が六六件、その他の金員の支払いを求める事件が二件、その他の事件が四七件となっている(第7表参照)。

仮処分異議・取消事件は、最近五年間は二〇件台から五〇件までの間で推移しており、平成一三年は四一件となっている(第9表参照)。

#### (二) 行政訴訟事件

行政訴訟事件の最近一〇年間の動きをみると、平成一〇年まではおおむね増加を続けており、平成一〇年は三三三件と最近一〇年間で最高の件数となった。しかし、平成一一年以降は減少し、平成一三年は一六一件となっている(第3図参照)。

#### 2 高等裁判所

##### (一) 民事通常訴訟控訴事件

民事通常訴訟控訴事件の最近一〇年間の動きをみると、平成五年から平成八年にかけて急激に増加し、平成九年及び平成一〇年にやや減少したものの、平成一一年から再び急激に増加し、平成一三年には四七一件と最近一〇年間で最高の件数となっている(第4図参照)。

##### (二) 仮処分即時抗告等事件(仮処分即時抗告事件、仮処分保全抗告事件、仮処分控訴事件及び仮処分命令事件)

仮処分即時抗告等事件の最近一〇年間の動きをみると、ここ数年は増減を繰り返しており、平成一三年は、前年から三二件増加して、七五件と最近一〇年間で最高の件数となっている(第5図参照)。

##### (三) 行政訴訟控訴事件

行政訴訟控訴事件の最近一〇年間の動きをみると、平成五年以降、増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向を示しており、平成一二年は一八件と最近一〇年間で最高の件数となった。平成一三年は、これより減少して九六件となっている(第6図参照)。

#### 二 事件処理の状況

## 1 地方裁判所

## (一) 民事通常訴訟事件

民事通常訴訟事件の最近一〇年間の処理状況をみると、既済件数は、平成五年以降、急激な増加を遂げ、平成一三年には二、〇九四件と最近一〇年間で最高の件数となっている(第1図参照)。平成一三年の既済件数の内訳を、終局事由別にみると、和解で終了した事件が九二九件と全体の四四・四パーセントを占めており、次いで判決で終了した事件が八五一件と四〇・六パーセントを占めている。このうち請求を認容する判決は、五六一件と全判決中六五・九パーセントを占めている(第3表参照)。

また、既済事件の審理期間別件数をみると、平成一〇年以降は、係属一年以内に終了したものが六〇パーセントを超えており、平成一三年には六三・二パーセントとなっている。既済事件の平均審理期間は、平成九年以降一三月台から一五月台の間で推移しているものの、全体としては短縮化の傾向を示しており、平成一三年には一三・五月となっている(第4表参照)。

次に、未済事件についてみると、新受件数とほぼ同様の増減傾向を示し、平成一〇年には二、〇二八件と最近一〇年間で最高の件数となった。その後、既済件数の増加もあつてやや減少したものの、平成一三年には一、九二二件と依然として高い水準にある(第1図参照)。未済事件の平均審理期間は、短縮化の傾向を示しており、平成一三年は前年よりも一二月短くなり、一一・九月と最近五年間で最短となっている(第5表参照)。

## (二) 仮処分事件(仮処分命令事件及び仮処分異議・取消事件)

仮処分事件の既済件数は、平成七年まで増加を続け、平成八年には減少したものの、平成九年以降は再び増加の傾向を示し、平成一一年には八九八件と最近一〇年間で最高の件数となった。しかし、平成一二年には、新受件数が減少したこともあつて、急激に減少したものの、平成一三年は前年よりやや増加して七四八件となっている(第2図参照)。

仮処分命令事件について、平成一三年の既済件数の内訳を終局事由別にみると、和解で終了した事件が三二二件と全体の四五・四パーセントを占めている。次いで、決定で終了した事件が二五九件と全体の三六・六パーセントを占めている。こ

のうち、申立を認容する決定は一四五件と全決定の五六・〇パーセントを占めている(第8表参照)。未済件数は、平成九年から平成一三年まで二〇〇件台から二六〇件台の間で推移しており、平成一三年には二〇七件となっている(第8表参照)。

仮処分異議・取消事件について、平成一三年の既済件数をみると、前年より一〇件増加した四一件となっており、また、平成一三年の未済件数をみると、前年と同じ二四件となっている(第9表参照)。

## (三) 行政訴訟事件

行政訴訟事件の既済件数をみると、平成七年まではほぼ横ばいだったところ、平成八年及び平成一〇年に急激に増加して、平成一〇年は二二三件と最近一〇年間で最高の件数となった。その後は、新受件数の減少に伴ってやや減少し、平成一三年は一八〇件となっている(第3図参照)。また、既済事件の審理期間別件数をみると、一年以内に終了した事件の割合は、平成一〇年に四二・五パーセントと最近五年間で最高の割合になったが、その後はやや減少しており、平成一三年は三四・五パーセントとなっている。五年を超えて終了した事件の割合は、平成一三年は七・二パーセントと前年とほぼ同様の割合となっている。既済事件の平均審理期間は二四・四月と前年とほぼ同様となっている(第15表参照)。

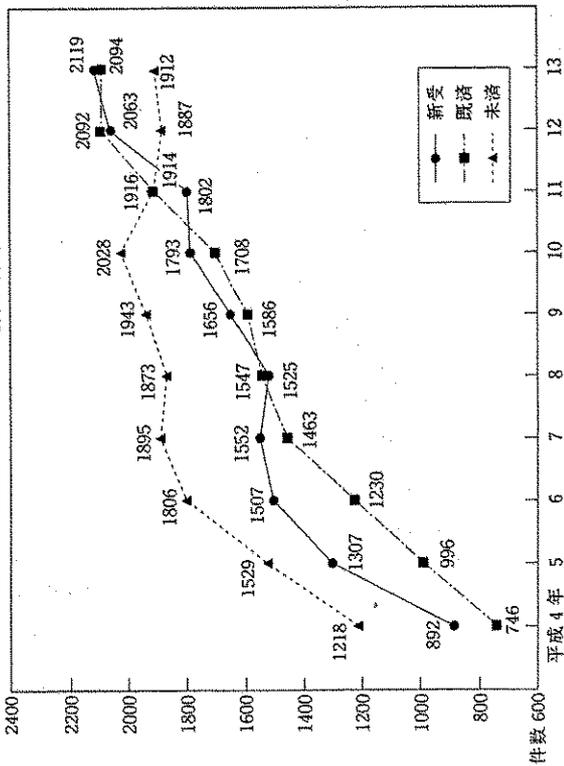
未済件数をみると、平成六年及び平成七年に急激に増加して、平成七年は三七八件と最近一〇年間で最高の件数となった。その後は若干の減少傾向を示していたが平成一二年に急激な減少をみせ、平成一三年は二八六件となっている(第3図参照)。また、未済事件の審理期間別件数をみると、一年以内の事件の割合は、平成一三年には四五・八パーセントとなっている(第16表参照)。未済事件の平均審理期間は、短縮化の傾向を示しており、平成一三年は二一・三月と最近五年間では最短となっている(第16表参照)。

## 2 高等裁判所

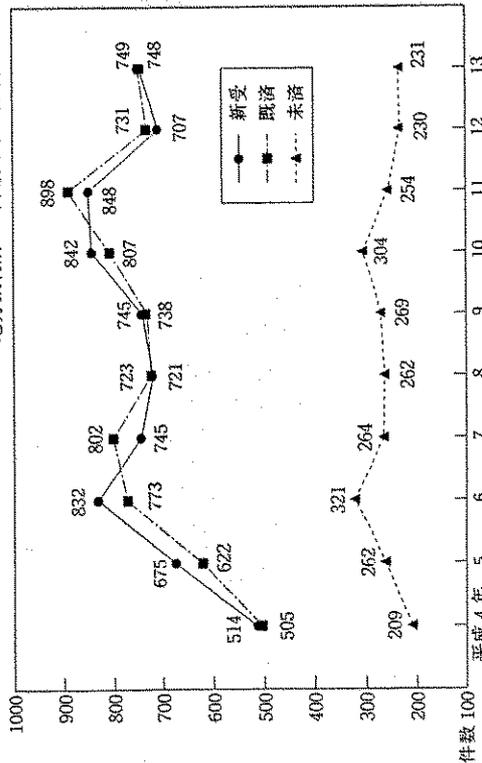
## (一) 民事通常訴訟控訴事件

既済件数は、平成六年まではほぼ横ばいとなっていたが、平成七年以降急激に増加し、平成一三年には四三五件と最近一〇年間で最高の件数となっている(第4図参照)。

第1図 民事通常訴訟事件 新受・既済・未済件数  
—地方裁判所— (平成4年~13年)



第2図 仮処分事件 新受・既済・未済件数  
—地方裁判所— (平成4年~13年)



(注) 本図には、仮処分申立(申請)事件のほか、仮処分異議・取消事件が含まれる。

未済件数は、平成五年から平成八年にかけて増加し、平成九年及び平成一〇年に減少したものの、平成一一年以降は再び増加し、平成一三年は二六五件と最近一〇年間で最高の件数となっている(第4図参照)。

(二) 仮処分即時抗告等事件(仮処分即時抗告事件、仮処分保全抗告事件、仮処分控訴事件及び仮処分命令事件)

既済件数は、平成九年までは四〇件前後で推移していたが、平成一〇年に急激に増加して、六六件と最近一〇年間で最高の件数となった。その後、平成一一年及び平成一二年に減少したものの、平成一三年は、再び増加して六〇件となっている(第5図参照)。

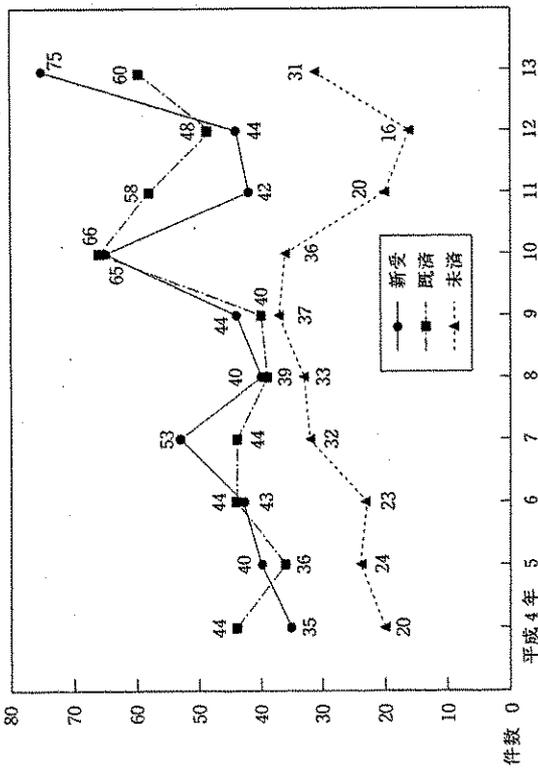
未済件数は、平成五年以降はおおむね増加傾向にあったが、平成一一年に大幅に減少し、平成一二年も減少を続け、一六件と最近一〇年間で最も少ない件数となった。平成一三年は、逆に大幅に増加して三二件となっている(第5図参照)。

(三) 行政訴訟控訴事件

既済件数は、平成八年以降はおおむね増加しているが、平成一三年は、最近一〇年間で最高の件数となった前年よりやや減少して一〇三件となっている(第6図参照)。

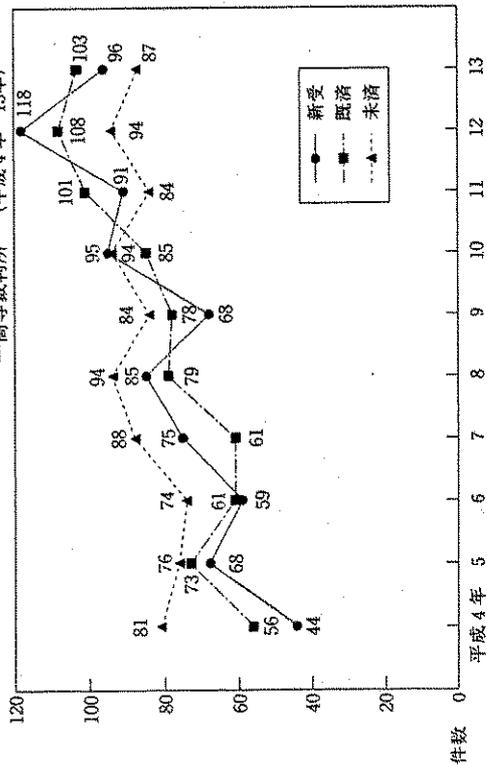
未済件数は、最近一〇年間は、七〇件台から九〇件台までの間で推移しており、平成一三年は、最近一〇年間で最高の件数となった前年よりやや減少して八七件となっている(第6図参照)。

第5図 仮処分即時抗告等事件 新受・既済・未済件数  
—高等裁判所— (平成4年~13年)

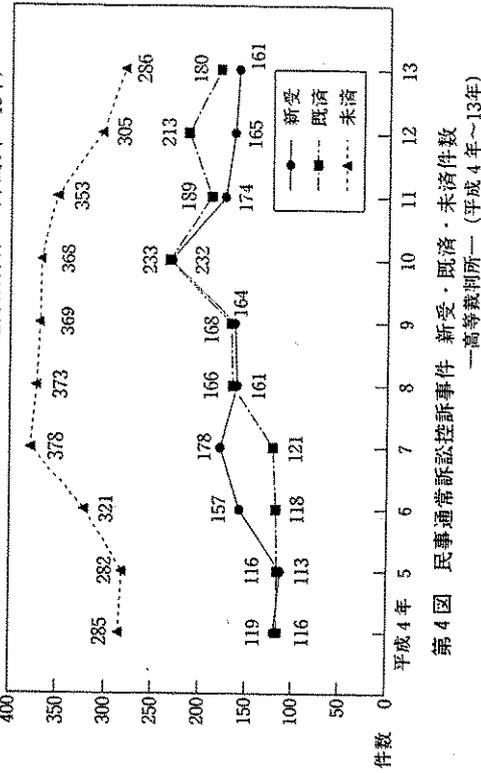


(注) 本表には、仮処分即時抗告事件のほか、仮処分保全抗告事件、仮処分控訴事件及び審裁に対する仮処分申立(申請)事件が含まれる。  
第4図の(注)参照。

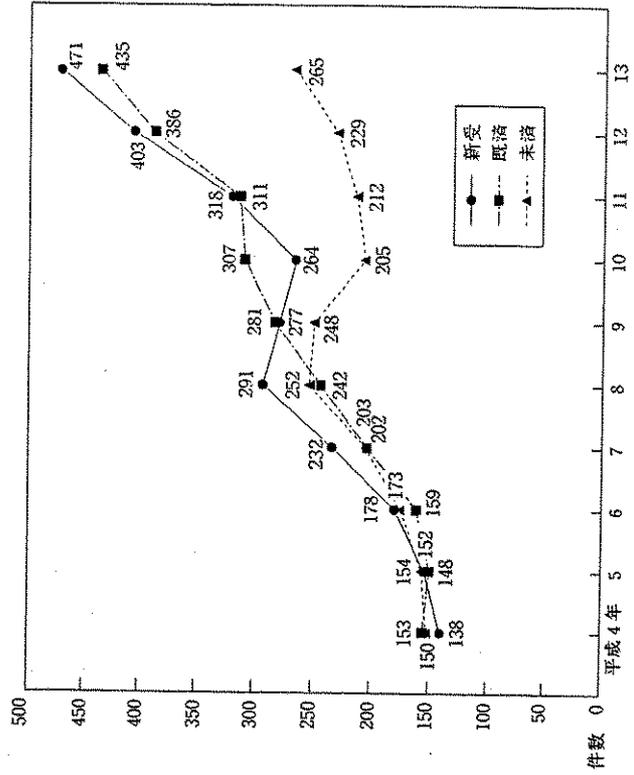
第6図 行政訴訟控訴事件 新受・既済・未済件数  
—高等裁判所— (平成4年~13年)



第3図 行政訴訟事件 新受・既済・未済件数  
—地方裁判所— (平成4年~13年)



第4図 民事通常訴訟控訴事件 新受・既済・未済件数  
—高等裁判所— (平成4年~13年)



(注) 本図には、原告が仮処分申立事件及び仮処分異議・取消事件のものは含まれない。これらの事件の控訴事件は、仮処分即時抗告等事件(第5図)に含まれる。第10表も同じ。